

## 北海道土地利用審査会運営規程

(昭和49年11月16日第1回北海道土地利用審査会決議)

(趣 旨)

第1条 この規程は、国土利用計画法及び北海道土地利用審査会条例に定めるもののほか、北海道土地利用審査会（以下「審査会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(会 議)

第2条 会議は、必要に応じ随時開催するものとする。

(議事録及び議事署名委員)

第3条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 議決事項
- (4) 議事の経過及び発言者の発言要旨
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、会長が出席した委員のなかから指名した2人の議事録署名人が署名押印しなければならない。

(審査会の庶務)

第4条 審査会の庶務は、北海道総合政策部政策局土地水対策課においてつかさどる。

(雑 則)

第5条 この規程に定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は、会長が審査会にはかって定める。